

令和元年12月6日 生活環境委員会 議事録
9時59分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 北地 範久

副委員長 日域 究

委員 藤川 和弘、原田 孝徳、中川 智之、賀屋 幸治、和田 芳弘

議長 細川 雅子

○欠席委員 なし

○北地委員長 定足数に達していますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○入山市長 生活環境委員会開催、ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○北地委員長 ありがとうございます。

議事に入る前に、委員と執行部の皆さんにお願いいたします。

会議規則第56条の規定では質疑は3回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。限られた時間ですので、再質問の必要がないように。

また、執行部の皆様にも簡明なる御答弁のほうよろしくお願いいたします。

それから、答弁される場合は委員長のほうで職名を指名をいたしますが、職名の指名がなかった場合は、課名と職名を名乗ってから答弁していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第1、議案第64号大竹市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本件についての補足説明があればよろしくお願いいたします。

山本部長。

○山本建設部長 補足説明はございません。審議のほどよろしくお願いいたします。

○北地委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

ありませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 おはようございます。占用料が全体で大体何%ぐらい増加になるのか、金額で。

そのあたりが掴めておれば。その1点ほどお願いします。

○北地委員長 それでは執行部の答弁を求めます。

小田副参事。

○小田土木課副参事 道路占用につきましてどれぐらいふえるかという御質問です。まず、概略で説明させてください。

ここについては、電柱の占用料が上がったり、祭りのときとかよくやるんですけど、そ

ういった場所代が下がったり、いろんなパターンがあります。結果的にどうなのかいというのは来年度予算の見込みということになります。微減の見込みで考えております。来年度以降、少し減るとい見込みで今は予算を見込んでおります。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 占用料の額は個々には上がるんでしょうけども、占用地の道路の評価が、価格が下がるのでトータルでは下がるのではないかと、そういう理解でいいんでしょうか。

○北地委員長 小田副参事。

○小田土木課副参事 例えば、議案集の37ページの一番上に、第一種電柱が440円と記載しておるのがあると思います。これは430円から440円に上がるということになります。

次に、代表的なとこでということの説明させてもらいますが、37ページの下から2番目に広告塔が1,700円ありますが、これは1,900円から1,700円に下がります。そういう中で、それぞれが上がったり下がったりということになっておりますが、全体的に何%というか、表示できなくて申しわけないですが、あくまで来年度の占用料の見込みというのを私どもは計算してございまして、それについては少し下がるだろうということ考えております。

以上でございます。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ということは、先ほど確認で聞きましたように、1平方メートルにつきという部分について1,900円が1,700円になるということは、土地の評価額が下がるということの理解ですよね。そういう理解ではないんですか。

それと、これは前回の改定が何年だったんですかね。何年間か据え置きになっているはずなんですけども。その間に土地の評価が下がったという、そういう考え方。ずっと土地の評価が下がってますから、その見直しのいうことでなら理解できるんですけども。そういう理解でいいんでしょうか。もう一度お願いします。

○北地委員長 副参事。

○小田土木課副参事 今回の大竹市道路占用料徴収条例を改正させていただいた根拠は、独自で出すやり方もありますが、国の道路法施行令の占用料が変わったということに基づいて、少しおくれたんですけど出させていたでしております。

前は平成29年4月1日施行で改正をしておりますが、一般的には道路法施行令で国において設けた5所在地区分によって、東京だったり、広島市だったり、例えば安芸太田町だったり、国が5段階に分けてそれぞれ占用料を徴収しています。大竹市においては、その5つある中の4つ目が本来の所在地区分なんですけど、大竹市の土地が少し高いということで、国のほうは、人口でいうと50万人未満から20万人の間の所在地区分で占用料を採用しております。大竹市もそれに基づいてやっておるということで、少し疑問に思うのが、地価が下がっておるのになぜ上がっているものがあるかという疑問があると思いますが、20万人から50万人都市については一部地価が下げどまっておるという中で改定があったように理解しております。

以上でございます。

○北地委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第58号訴えの提起についてを議題といたします。

本件について補足説明があればお願いいたします。

豊原健康福祉部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 補足説明はございませんので、よろしくお願ひいたします。

○北地委員長 それでは、本件に関する質疑を求めます。

中川委員。

○中川委員 事故があったということで、被害者の方は大変な思いをされて、まずはお見舞い申し上げます。

この説明を聞いて、相手方に支払いの意思がないと説明がありますけども、そういう自賠責もかけていない、保険にも入っていないという方なので、少し社会的通念から外れているような感じがいたしますけれども、その相手方とやりとりをされたという経緯と、事故の状況なども話せる範囲で結構ですので、もう少し聞かせていただきたいと思います。

あと、そういう相手方と裁判までもっていかなければならなかったというやりとりについて話ができればお願いしたいと思います。

あと、裁判の結果の後ですね、多分差し押さえとかなるんじゃないかと思うんですけども、そうなったときに市としてどう対応するのかということもお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○北地委員長 松重課長。

○松重保険医療課長 それでは相手方との交渉の経緯について、まずはお答えしたいと思います。

事故が平成29年5月10日に発生いたしました。そして同年7月7日に被保険者の親族から被害届を受理しております。そして同年7月10日に国保連合会に請求事務を委任しております。大竹市は第三者行為の事務を国保連合会に委任しております。国保連合会が相手方に損害賠償請求事務委任通知書を同年7月19日に送付しております。そして平成30年8

月13日に被害者の治療が平成30年2月で終了したということで、相手方に損害賠償請求書を送付しております。続いて、平成30年8月30日に相手方に文書送付をいたしております。これは国保連合会がお宅に出向いて支払い方法等について協議する機会を設けたいということで、都合のよい日時を教えてほしいという内容での文章でございます。回答がなかったため、平成30年9月28日に、同じ内容の文章を送付しております。そして、国保連合会は同年10月29日に自宅を訪問しております。相手方に面会できましたが、ドア越しでの会話となり、求償に応じる様子は全くなく、文書は届いてないということを言っております。同年10月31日にこれまで送付した同じ内容の文章を特定記録郵便ということで送付しております。結局相手方から何も返答がないということで、国保連合会のほうからこのままでは対応が難しいということになりまして、平成31年3月8日に委任解除ということでこちらに通知がありました。その後、市のほうが直接に相手方と対応するということになりまして、平成31年4月3日に相手方を訪問しております。不在であったために損害賠償請求書を自宅のポストに直接投函しております。平成31年3月29日から4月23日の間、土日を除きほぼ毎日電話をいたしましたが出ておりません。令和元年6月25日に加害者宅を再度訪問しました。このときには御本人さんに会えました。加害者からお話を聞いたところによりますと、診療日数と過失割合に不満があるので、訴訟で決着をつければいいと怒鳴られたというか、大きな声を出されまして、支払いを拒否されました。損害賠償請求の受け取りも拒否したため、郵便受けに直接投函しております。令和元年10月25日に加害者宅を再度訪問いたしまして、同じようにお話をさせてもらいましたけれども、こちらの話を聞くような態度ではなく、訴訟になってもいいという意味表示を再度確認いたしましたので、確認した上で損害賠償請求書を同じように郵便受けに投函しております。

以上のように国保連合会のほうが通知を5回、面会を1回。市のほうが電話を3月29日から4月23日の間、訪問3回しております。うち2回面会できております。

それでは、事故の状況ですけれども、議案の中の訴えの理由の中に場所等は書いておりますが、平成29年5月10日、相手方が運転する自動車が小方1丁目19番5号の横断歩道を歩行中に衝突したということです。被害者の負傷状況ですけれども、被害者からお話を伺ったところ、主な傷病名は両骨盤多発骨折、外傷性くも膜下出血ということで重症のようでした。平成29年5月に入院し、約4カ月間入院され、その後、外来通院して、平成30年2月に治療が終了をしているという状況です。

以上です。

○北地委員長 三浦係長。

○三浦保険医療課課長補佐兼国保年金係長 国保年金係長の三浦です。裁判の結果の市の対応という御質問があったかと思えます。裁判で恐らく勝訴はするかなとは思っておるんですけども、勝訴をしましたら債務名義を市のほうが取得をいたします。その債務名義に基づきまして、岩国市に相手方が住まわれてますので、岩国市のほうに相手方の所得状況、市税等の滞納状況等を照会する予定にしております。財産調査を行いまして、財産調査で情報が得られましたら、その場合にはその情報をもとに相手方と分納納付とか、そういったものを視野に入れた支払いの交渉というのをを行う予定なんですけれども、それでも全く支

払いの意思を示さなかった場合には強制執行というものも視野に入れて検討していく必要があると考えております。

以上です。

○北地委員長 中川委員。

○中川委員 相手方は支払い能力がないわけではないという判断なんでしょうか。それとも相手が過失割合ですか、そのことについて不満があるから支払わないということなんでしょうか。

○北地委員長 三浦課長補佐。

○三浦保険医療課課長補佐兼国保年金係長 相手方にお会いしたときに言われていたのは、診療日数とか、過失割合も若干不満があるようなことは言われておりましたけども、もちろん資力については現在調査ができておりませんのでその辺は不明なんですけども、話を聞いていただけるような状況ではないということです。

以上です。

○北地委員長 ほかに質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 大体様子はわかりましたけども、そもそも相手方の車が無保険状態であったと。それは自賠責も任意も入ってないからこういう結果になったんだと思うんですけども。ということは自賠責もないということは、それは車検を通るときには当然自賠責がないと通りませんけども、車検も受けてない車を運転していたということになるんでしょうか。それはどういう車、本人の所有なのか、その辺の状況がわかれば知りたいんですけども。

それと、先ほど相手方の支払いの能力ですね。これについては勝訴してからでないで岩国市のほうにその状況の照会ができないということのように思えるんですけども。それ以前に相手方の生活状況であるとか、収入状況であるとか、そういうことを調査するということはできないんですかね。

それともう1点、過去に同様の事例というのはあるんでしょうか。ある場合、どういう結果になったのかということが知りたいんですけども。

それと、当然被害者の方は国民健康保険で治療を終え、何割か本人が負担されているのでしょうか、その被害者本人の負担分の請求であるとか、そういったものについては解決をしているのでしょうか。当然してないように思いますが、そうすると被害者の方、本人がどういうふうに加害者に対して、今から損害賠償を個別にされるのかどうなのか、その辺の情報があれば教えていただきたいんですけども。

それと、裁判の費用も、これも損害賠償の中に含まれるということになるんでしょうか。別に勝訴すればその費用は相手方が持つんでしょうけども、そのあたりをもう少し教えていただきたいんですが。

○北地委員長 たくさんございました。

三浦課長補佐。

○三浦保険医療課課長補佐兼国保年金係長 まず1点目の車の状況でございますけども、車は当該自動車の登録事項証明書を確認をしておりますして、所有者名義はローン会社の名義

です。使用者名義は相手方ではなくて相手方の知人が使用者となっておりました。その知人に話を聞いたのですけども、購入後すぐにローンの支払いができなくなって、その相手方のほうに売ったと話されております。相手方のほうは車を御自分で使われ、車検が切れた状態で乗られてたという状況ですね。

2点目の、岩国市へ照会をしたのかということ、照会は所得状況等照会をさせていたんですけども、個人情報ということで回答のほうは得られておりません。

3点目の、過去に同様の事例があるのかということなんですけども、国保連合会が通常求償事務委任で行っていますが、お伺いしたところこういう事例はないと話を聞いております。

4点目の、被害者の自己負担なんですけども、今回、損害賠償金約299万円等の支払いを求めるとしてありますが、それは7割部分の自己負担を除いた部分です。3割部分につきましては、被害者の方の別に御自分で保険に入られたみたいで、そちらの保険のほうで支払っているという状況です。保険会社のほうはもちろん加害者側へ請求をしたりするんだろうと思うんですけども、その情報は詳しくは得られておりません。

5点目の、裁判費用。通常の裁判費用は、弁護士費用というのは相手方に請求できないということです。その他の費用、訴訟費用は、例えば予納郵券代だったりとか、日当とか、書類作成費用とか、申し立て費用というのは相手方に請求することができるんですけども、この請求には訴訟費用の確定裁判というのがさらにいるような形でお伺いしております。その裁判自体にも非常に労力と手間がかかりますものですから、双方で裁判費用を負担するというのが一般的ということでございます。

以上です。

○北地委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

日域副委員長。

○日域委員 ことしの10月の決算特別委員会がありましたよね。私、あのときに軽自動車の納税状況ってデータをお願いしたんですけども、あれが正直いったらこのことなんですよ。無保険の車がいっぱい走るとるんですよ、町なかを。それどうやったらわかるかなと思ったら、とりあえず税金払ってるけど無車検という車あり得ますよね。納税通知来たら払いよるわけですから。だって税金払って、車検もなしに、自賠責もなしに運転しとる人がおるかどうかわかりませんが。これ前から個人的には気になってました。実態調査してほしいなという気がしてるんですけど、それはそれで。

無保険の車に自分が被害を受けたら、当然相手が支払い能力なかったらアウトなんですけども、それは、国交省のほうで救済措置の仕組みを持っていますよね。今その説明がなかったんで、この人が100の被害を受けて、100の治療費がかかったわけですよ。その70については大竹市の国民健康保険が負担したわけですよ。国民健康保険がそれを求償しようと思ったら、今ノーと言われて、じゃあ裁判するかという段階になっているんですけども、3割をどうするか、3割を払った保険があるという説明を聞きましたけど、それ間違いだと思ってるんですよ。それは生命保険とかですよ。交通傷害保険とかいうのは損害賠償保険

じゃないですからね。生命保険でお金もらったからですよ、どっかで求償するそこはありませんか。これは私一番心配なのは加害者じゃなくて被害者なんですよ。さっきの話聞いたら大変な大損害じゃないですか。くも膜下とかですよ、骨盤、重症を負って、しかも100万円以上の治療費を自己負担、たまたま保険があって、それは保険があっても貯金があってもいいんですけども、自己負担しとるわけですね。その分については、ひき逃げとか、無保険の車で被害を受けた人のために国が制度を設けているわけですよ。自賠責はそもそも目的は被害者救済ですからね。保険業を国が営むというんじゃないで、被害者を救済するためにつくったのが自賠責ですから。それで思うのは、そっちへ請求しながら本人からもらったら二重取りになりますから、これ被害者が自己負担した部分を国の何とかという、なんてことない平凡な名前でしたけど国交省の中にそういう制度があって、そこはもう予算組んであるみたいですけども。それを請求するとき相手に裁判までやっただのしてくれないからくださいと言うのか、どういうくださいと言うのか知りませんが、私から見たらそれは大竹市民ですよ、国民健康保険の加入者ですから。その人が今から何かしなくちゃいけないのを、大竹市はサポートをするのかしないのか、そこをサポートしてあげてほしいなという気はします。

あと、人の車もらってますよね、ローンを払ったかどうかは知りませんが。車検も受けずに乗っていたんですから、相当な悪意というか、法を守るという精神が欠けている方だと思います。だからそれは裁判で少しはきつい目にあってもそこはいたし方ない、社会正義のためにはしょうがないと思いますけども。支払ってもらえなかったら、それはしょうがないですね。強制執行しても何しても、この方が住んでいる住環境を見てもそんなに300万円って払うことはないだろうと思いますけど。まあそれはやらなくちゃいけないと思いますから、この訴えの提起については私はもちろん賛成ですけどもね。ただ、被害者の自己負担についてどうするのかなど。今、大竹市は国民健康保険のあいた穴をどうやって埋めるかって、裁判起こすよって言っているわけですけども、もう一方の3割についてどうなんかなど、教えてほしいと思います。

○北地委員長 三浦課長補佐。

○三浦保険医療課課長補佐兼国保年金係長 被害者の方からは、本当に当初から御自分の保険で負担をしますということをおっしゃって、確かお伺いしたのは人身傷害特約に入られて、そこで補填するという意思がございましたので、先ほど委員さんが言われております政府補償事業ですか、窓口は損害保険会社でしょうから、人身傷害特約の保険会社が御存じなのかなとも思うんですけども、そこは再度こちらも被害者のサポートということで、こういうのもありますよというのお知らせをしてもいいかなと考えております。以上です。

○北地委員長 日域副委員長。

○日域委員 ありがとうございます。例えば、交通事故で自分が死んでしまいますよね。当然賠償金はもらえますよ。でも自分が入っている生命保険は別ですからね。あんた生命保険入るとるから要らんじゃろうって、そんな理屈は成り立たないですから。だからそれとこれとは全く違いますから、ぜひサポートというか、そちらも気をつけてやってほしいと

思います。お願いいたします。

○北地委員長 ほかに質疑はございませんか。

細川議長。

○細川議長 少々関連にはなるんですけれども、交通事故のことですので、今回の議案は事故が起こった後の処理のことですけれども、そもそも事故が起こらないほうがいいんだと思います。大竹市は死亡事故がことしになって3件ですか、秋には2件続けてございました。いろいろ事故の警戒警報を出したり対応はしておられるようですが、大竹市は大竹市安全で平和なまちづくりに関する条例を制定しておりまして、事故もない安全なまちづくりをしていこうとしております。何か今、特に交通安全に関して、また年末になりますので警戒はしていくとは思いますが、今回の訴訟の件も含めて今後の対策というか、お考えがあればお願いいたします。

○北地委員長 三原部長。

○三原市民生活部長 今言われたように、大竹市、ことしはととも事故が多くて、これ、本当にめったにないというか、去年は交通死亡事故、実は0でした、何年かずっと0でした。県内の死亡事故もずっと減っていて大変喜ばしい状況が続いていたんですけど、ことしは県全体においてもふえる傾向があり、大竹市も3人という過去にないような状況になっています。それで、先ほども言われましたけども、特別警報を出して看板を設置する、もしくは交通安全協会の方に見回りをしてもらうとか、そういったことで活動を続けていただいております。12月1日からは、冬の日暮れが早くなりますし、歳末になって忙しくなると、人がせわしくなりますので、また特別に全体に運動をということで見回り等強化をしております。そのような活動を続けておりまして、ことしに限ったことではないんですけれども、毎年、交通安全協会の方、市民の方も、本当に多く出ていただいて警戒ということをしていただいておりますので、今後もこれは続けていきたいと思っております。本当、こういうときってどういうわけか続いてしまうので、気をつけるしか方法がないです。気をつけてても事故って起こるものですから、言いにくいんですけれども、また別のところからいけば、保育所のお散歩のコースであるとかそういったところの安全。それ以前には学校の通学路の安全ということで、土木課関係のほうでもハードの面からの対応もしていただいております。そういったソフトとハード両面から今後も続いて安全に対してはちゃんと見守って、力を入れてやっていきたいと考えております。

以上です。

○北地委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第66号大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきまして、提案理由、補足説明はございますか。

豊原部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○北地委員長 それでは、本件に関する質疑を求めます。

藤川委員。

○藤川委員 次の議案第67号にも同じことが言えるのですが、指定期間が3年ということなので、以前の会議録を参考にしようと思ひまして、平成28年12月定例会の会議録を探したのですが、この2点の議案が見つからなかったんですね。探しておりますと平成29年3月定例会に同じこちらの2つの議案が出ておりました。前回は3月定例会に議案が出て、なぜ今回は12月定例会なんだろうなと思ひまして。

それともう1点、同じような質問になるんですが、以前は、その前ですね、平成29年度以前はどうだったのか会議録を調べますと、平成26年3月定例会に松ケ原こども館の議案が出ておりました、さかえ子育て支援センターは出ておりませんでした。平成25年12月定例会に今度はさかえ子育て支援センターが出ておりました、平成23年3月定例会にもさかえ子育て支援センターが出ておりました、松ケ原こども館は出ていませんでした。今度は平成22年12月定例会、さかえ子育て支援センターは出ていなくて、松ケ原こども館は出ておりました。それ以前を調べようと思ったんですがもう出ていなかったのかわからなかったんですが、なぜこの議案が出る時期が不規則なのか。あと、他の施設の指定管理者もありますが、指定管理者の指定についての議案が出る時期も不規則なのでしょうか。お願いいたします。

○北地委員長 神代課長。

○神代福祉課長 藤川委員の質問にお答えいたします。藤川委員がおっしゃいましたように、確かに3年前は平成29年3月定例会で議案が提出されておりました。これは特にそういった指定管理をする場合、申請書や事業計画などを提出していただくこととなりますので、それについての書類がそろった時期に合わせて、言い方が適切でないかもしれませんが、12月定例会でも3月定例会でも特に問題はないのではないかと考えております。平成26年について私も調べてみましたところ、確かに松ケ原こども館と、さかえ子育て支援センターで指定管理者の指定についての議案の提出時期が分かれておりました。原則は12月定例会に議案を出すようには努力しております。よろしく申し上げます。

○北地委員長 ほかに質疑は。

和田委員。

○和田委員 今の話ですね。この3月定例会に指定管理者の指定についての議案が出て4月1日から認定するとなったときに、もし否決された場合、指定管理を外すわけにはいかないでしょう。出すならこの12月定例会で出してもらって一応審議して、オッケーとしたら4月1日から指定管理者に指定しますというふうにやっていただきたいんです。そういうことです。

○北地委員長 今のは要望でよろしいでしょうか。

丸茂係長。

○丸茂児童係長 和田委員さんのおっしゃるとおりですね、福祉課のほうは通常12月定例会を目標に指定管理者の指定についての議案を出しておりました。前回については、この時点で予算や運営の内容等がまとまらなかったため、仕方なく今回は3月定例会で議案を上程させていただいた状況でございます。

以上でございます。

○北地委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、議案第67号大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

補足説明はございますでしょうか。

豊原部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 ございませんので、よろしくお願いたします。

○北地委員長 では、質疑を求めます。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、議案第71号竹市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

本件についての補足説明はございますでしょうか。

三原部長。

○三原市民生活部長 補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○北地委員長 それでは質疑を求めます。

ございませんか。

日域副委員長。

○日域委員 さっき、市民税務課でとった私の身分証明書です。200円払いました。身分証明書ってね、聞いたら皆さん御存じないですよ。何書いてあるかということ、禁治産または準禁治産の宣告の通知を受けていない、後見の登記の通知を受けていない、破産宣告または破産手続開始決定の通知を受けていない、それだけなんですけども、これ、余りにも身分証明書という名前ですから、何のことかわかりにくいんですけども、今回の議案そのものは法律変わったから大竹市の条例も変えようというので、それ当たり前の話で、反対する理由なんかどこにもないんですけども。今まではその成年後見とか、そういう立場、それを受ける立場になったら印鑑登録ができなかったわけですよ。印鑑登録ができないということは、何か大事な契約ですね、所有権の移転とかですよ、そういうときにできないだろう、自分ではですね。それは本人たちの権利の制限でもありますけども、同時に保護でもあるわけですよ。今回これは単なる印鑑証明ですけども、根っこがあって、物すごくたくさんあるわけですよ。さっきの議案なんかの、いろんな団体がありますよね。そのの理事に就こうと思ったら印鑑証明が要るわけです。これでしかるべき役所でオッケーもらわないと登記ができないわけですよ。私、宗教法人法絡みで知ったんですけども、それだけじゃなくて多岐にわたるんですよ。これ障害者の差別禁止法みたいなのがあって、そういうものから発したみたいですけども、差別禁止とは言いながら逆にこれで、あんたこれ契約したやないかって言われるわけですよ。今までできなかった人ができるようになる。その辺は国としてどういう考えを持っているのかということをもし御存じだったら教えてほしいんです。何もかも能力、例えば未成年というのが権限がないかわりに保護されてますよね。保護と制限というのは裏表の関係ですから、何もかも外していいのかという

感じがするんですが、もし御存じであれば、国のもともとの法律をつくったときの考え方を知りたいなと思ひまして、お願いいたします。

○北地委員長 三原部長。

○三原市民生活部長 成年被後見人なんですけど、まず定義として、精神上の障害により、事理を弁識する能力を欠く常況にある者ということになっています。常にということになっています。家庭裁判所から後見開始の審判を受けた方ということです。ところが、常況にある者ということなんですけど、いつもでなくても構わないというのが実はあるんですね。常にという言葉がありながら、いつでもそういう状況じゃない、まだらということをよく言いますけど、そうじゃない人でもこういう成年後見人、被後見人となるということがあります。そういうことがあるという実態もあるんですけど、病気ですよ、頭の血管が詰まってよくわからなくなるとかということもあります。でも、もともと精神上ということなんで多少違うんですけど、わからなくなったことが恒常的にずっとということがない方もいらっしゃるんです、成年被後見人ということをもって一律に判断をしないでくださいというのが今回の法律の改正でした。日域委員が言われるように、私たちも財産に関することになりますからいいんだらうかというのはすごくありました。このたび、国が言ってきたのは、印鑑登録をして差し支えないという言い方なんです。どのように実際やるかといいますと、被後見人となっている本人と実際その方につかわれている後見人、両方が同席してまずやってこられて、御本人さんの状況を市のほうで実際に確認をしなきゃいけないんですね。あなたは本当にとる気がありますかというのを後見人さんとお二人を目の前にして判断をしてくださいと。それで御本人さんに意思があると確認できれば出しても差し支えないというようなことになっています。なので、被後見人ということをもって今までは一律に判断していたんですけど、場合によっては出してもいいですよと考えていただければいいかと思ひます。

○北地委員長 日域副委員長。

○日域委員 ということは、こういうものはこれからもあるわけですよ。当然このデータは市は持っているわけですよ。この持っている人があらわれて印鑑登録したいというときに、あんた一人じゃだめよと。後見人・補佐人がきて、それで確認して、うん、それでもやるんだって言えばいいですよということがある意味国の説明ですね。ありがとうございました。

○北地委員長 ほかに質疑はございませんか。

細川議長。

○細川議長 ただ今の副委員長の質疑に非常に関連があるんですけども。今、丁寧な説明ありがとうございます。第2条ですよ。意思能力を有しない者に改めるということで、この判断で、申請した方の意思能力が、判断能力が、あるかないかを判断するというのが今の御説明だったら、本人と後見人が同席して、本人が印鑑登録をしますという意味があるということが確認できれば印鑑登録の申請ができるという御説明に、そういう理解だったんですけども。ということは本当にその方がそういう判断能力あるかどうかという、もう少し医学的な判断というか、ああいったことは全く専門的知識を持った人が判断しなく

てもよいということでしょうか。

○北地委員長 佐伯主幹。

○佐伯市民税務課主幹兼戸籍住民係長 印鑑登録で意思能力があるかないかというところは、成年後見以前の問題としてもともとあるところですので、その判断を、先ほど言われた医学的とかそういう専門的に判断することは窓口では不可能です。なので今回の後見の関係でも言っていますけれども、御本人が窓口には来られること。そして御本人の口で印鑑登録をしますという意思表示をしていただく。印鑑登録について制度的に理解が恐らくできていて、登録をしますよというのを御本人に確認をさせていただく。被後見人の場合は、それプラス法定代理人である後見人の方が同席をして確認を一緒にしてくださってということですから、多分問題になるのは成年後見の制度を利用されていない方です。意思能力の有無をどうやって判断するのかというところがあるんですけども、窓口のほうではやっぱり来られた方とやりとりをして意思疎通ができて、登録しますよという意思確認ができて、本人確認ができましたら登録はするというふうにもこれまでも取り扱いをさせていただいております。

以上です。

○北地委員長 細川議長。

○細川議長 被後見人の方というのは意思能力・判断能力に欠ける部分があるということなので、今までは制限があったんだと思うんですけどね。その方が財産契約に、私自身は印鑑証明使ったのは車を買うときと、土地の関係ぐらいしか経験がないんですけども、でも財産に関係するときに使うわけですから、出したことによってもし、その方が何か被害に遭った場合に、市が責任をとらされることがないんだろうかと思って心配になったものですからね、気になって聞いてみましたが、そこは大丈夫ということですよ。契約に関しては後見人がついてらっしゃるので、被後見人の方が一人で契約したりすることはないということで、安心していいという判断でよろしいかどうか、確認させてください。

○北地委員長 三原部長。

○三原市民生活部長 何事もこれで安心ということはないというのが実際です。事務上に定められたことを職員としてきちんとしたと。これをもって私たちはきちんとしていますということを主張するしかありません。その後、もし被害が発生して、発生したほうの方から訴えますよということになったときには、それは裁判所のほうで決めていただくこととなりますので、そのときに市に責任があると言われぬように職員としてはきちんとした対応をとりたいと思っております。

○北地委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第6、議案第69号令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)及び日程第7、議案第70号令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、この2件は関連がございますので、一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

それでは、そのように決定させていただき、本2件を一括審査といたします。

本2件につきまして、補足説明がございますでしょうか。

吉岡総務部長。

○吉岡総務部長 補足説明はございません。よろしく願います。

○北地委員長 それでは、本2件に対する質疑を求めます。

ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、本2件を一括採決いたします。

本2件を原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおりとすべきものと決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、生活環境委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

10時58分 閉会